

京都市上下水道企業管理規程第18号

京都市上下水道局職員の職名等に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成19年3月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局職員の職名等に関する規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員の職名等に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を第3条とする。

第5条中「第3条」を「第2条」に改め、同条を第4条とし、第6条を第5条とする。

別表中「(第3条関係)」を「(第2条関係)」に改め、「\、\担当部長」の右に「\、\、  
周辺地域対策担当部長」を、「\、\研修担当課長」の右に「\、\、京北分室担当課長」  
を加える。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)